

## 第 8 2 号議案

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当について減額措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「給料及び地域手当の合計額」を「給料月額」に、「当該合計額」を「当該月額」に改める。

付則に次の1項を加える。

（期末手当の額の特例）

- 4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年12月1日から平成30年3月31日までの間、同項の規定により算定された額から市長及び副市長にあつては当該額に100分の10を、教育長にあつては当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。

## 附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

市長，副市長及び教育長の期末手当について減額措置を講じるため，この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 市長，副市長及び教育長の期末手当の額を次のとおり減額する。

(付則第4項関係)

	減額割合	減額期間
市長，副市長	10/100	平成27年12月1日～ 平成30年3月31日
教育長	5/100	

- (2) その他規定の整理

#### 3 施行期日

平成27年12月1日